

令和5年度 菰野町一般廃棄物処理実施計画

【廃棄物（ごみ）・し尿浄化槽汚泥】

この計画は、菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例（平成10年6月26日条例第17号）の第27条により定めるものとする。

I. 計画処理区域

菰野町全域

II. 一般廃棄物の排出量

種 類	可燃ごみ	不燃ごみ	資源・堆肥化物	し尿	浄化槽汚泥
排出量	10,000 t	500 t	5,840 t	2,600 kℓ	9,000 kℓ

III. 一般廃棄物の種類、処理の区分、処分等の方法

廃棄物等の種類			処 理 区 分			
			収集(回収)・ 運搬	焼却	処理・処分	資源化
廃棄物	可燃物	家庭系	直営 委託業者	委託業者 (炉運転)		
		事業系	排出業者 許可業者			委託業者
	不燃物	家庭系	直営		直営 委託業者	委託業者
		事業系			事業者責任	
	粗大廃棄物	家庭系	直営 (委託業者)		直営 (委託業者)	
資源物	家庭系	直営 委託業者		直営 (分別梱包等)	委託業者 リサイクル協会 含む	
	事業系				事業者責任	
	剪定木 ・草	委託業者			委託業者	
し尿	生し尿	委託業者		一部事務組合		
	浄化槽汚泥	許可業者		一部事務組合		

※処分とは、ごみは「埋立て処分」、し尿は「一部事務組合での処理」をいう。

※粗大廃棄物収集については要支援世帯等が対象

IV. 処理計画

1. 廃棄物（ごみ）処理計画

①収集・運搬計画

■町直営分（家庭系ごみ）

	可燃ごみ	不燃ごみ
ア. 収集運搬の廃棄物量	7,000 t	320 t (分別後資源化可能物含む)
イ. 収集区域の範囲	町内計画処理区域	
ウ. 収集運搬方法	直営／ステーション方式	
エ. 収集運搬回数	週2回／曜日を指定	金物類は月に1回 電化・ガレキ類は2か月に1回
オ. 廃棄物の搬入先	全量／清掃センターへ搬入	全量／不燃物処理場・リサイクルセンターへ搬入
カ. 処理主体	町	町（ただし、資源化可能物は業務委託）

■排出者・許可業者による持込み分（多量にある家庭系及び事業系ごみ）

	可燃ごみ	不燃ごみ
ア. 収集運搬の廃棄物量	3,000 t	180 t (分別後資源化可能物含む)
イ. 持ち込みの範囲	町全域	
ウ. 持ち込み方法	排出者本人又は、収集運搬許可業者が持込む	
エ. 処理主体	町	町（ただし、資源化可能物は業務委託）

※家電リサイクル法対象4品目・処理困難物は受け取らない。町内廃家電引取協力店にて協力願う。

収集運搬許可業者名（廃掃法第7条の許可による） ※番号は許可番号

番号	業者名	住所	備考
4	(株)東産業	四日市市野田1丁目8番38号	
5	(株)環衛	川越町大字高松字川下1368番地1	
6	(株)中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚1335番地1	
7	(有)塩谷マルマス	四日市市新浜町10番18号	
8	(株)木戸資源サービス	菰野町大字千草6451番地	
16	仲井商店	四日市市垂坂町1018番地17	
17	(株)大京産業	四日市市大治田三丁目5番11号	
18	サンリツ工業(株)	四日市市大字塩浜346番地1	
19	丸ノ内ビル管理(株)	津市丸ノ内9番13号	
20	(有)進栄サービス	四日市市中野町2010番地	
21	(株)新興商運	四日市市富士町9番24号	
27	(有)梅原商店	四日市市東茂福町2番18号	
28	(株)TFK	四日市市南小松町374番地	
30	河本産業(株)	四日市市中野町字東岡2063番地1	
31	(株)清友社	菰野町大字潤田994番地	
32	(有)坂倉産業	菰野町大字潤田995番地	

34	(株)CSEエンタープライズ	四日市市大井の川町二丁目 19 番地 1	
35	中部メディカル(有)	名古屋市北区楠町大字喜惣治新田 340 番地	
36	(株)益生小型運送	四日市市中村町 2416 番地 7	
37	松屋産業	桑名市星見ヶ丘三丁目 504 番地	
38	(有)メディカルシンセイ	四日市市山城町 623 番地 27	
39	(株)ウエスギ	四日市市天カ須賀新町 1 番地 32	
40	(株)ミズノ	四日市市午起二丁目 1 番 5 号	
41	(株)エーエム	菰野町大字杉谷 2328 番地 295	
42	(株)鈴友	鈴鹿市三日市三丁目 23 番 13 号	
43	(株)東海環境サービス	桑名市大字東汰上 1009 番地	
44	(株)丸商	四日市市伊坂台 1 丁目 11 番地	
45	(株)田中商店	四日市市小林町 3029 番地 208	
46	マルゼン(有)	津市大倉 13 番地 26	
47	エムテック(株)	松阪市桂瀬町 217 番地 1	
48	(株)柏新	四日市市蒔田 2 丁目 8 番 4 号	
49	(株)Kousui	津市白塚町 2443 番地	
51	(有)勝川木材	菰野町大字杉谷 2365 番地 18	
52	アイクラスワークス	津市河芸町高佐 1047 番地	
53	(株) サカモト	津市雲出本郷町 1805 番地	
54	ミスノジスティクス(株)	四日市市午起二丁目 1 番 5 号	

② 中間処理計画

ア. 処理施設名 所在地 公称能力	菰野町清掃センター 三重郡菰野町大字永井 3089 番地 11 43.8 t / 8 h 46m (21.9 t / 8 h 焼却炉 2 基)
イ. 処理する廃棄物の量	10,000 t
ウ. 焼却処理主	菰野町
エ. 残さの量及び処分方法	1,400 t (全量を下記処理場で資源化処理) 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

③ 最終処分計画

ア. 処理施設名 所在地 埋め立て地面積 全体容量	菰野町不燃物処理場 三重郡菰野町大字菰野 8346 番地 1 5,987 m ² 53,998 m ²
イ. 廃棄物の搬入者・量 町直営分・排出者持込み分	合計 500 t
ウ. 処分方法	搬入ごみは、できる限り分別・資源化し、業者委託において場外搬出する。不燃残さは埋立て処分する。
エ. 不燃残さの量及び処分方法	300 t 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

2. 資源物処理計画

①資源化事業

ア. 処理施設名 菰野町リサイクルセンター

所在地 三重郡菰野町大字菰野 8346 番地 1

イ. 資源物の種類と回収量 (前年度実績を基に数量を計画する)

びん (3種類) 白 70、茶 60、他 30	150 t
かん (2種類) アルミ 20、スチール 30	50 t
ペットボトル	60 t
蛍光管・乾電池	20 t
ダンボール・新聞紙・雑誌パンフレット・衣服布類	750 t
紙製容器包装品	70 t
プラ製容器包装品	130 t
製品プラスチック	10 t
スプレー缶	「かん」に含む

ウ. 委託業者名 (保管後の処理先)

内容	種類	業者名	住所
資源化	びん	(有)勝山商店	四日市市午起一丁目 6 番 11 号
	かん	(株)木戸資源サービス	菰野町大字千草 6451 番地
	ペットボトル	(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎の門一丁目 14 番 1 号
	蛍光管・乾電池	野村興産(株)イトムカ 鋳業所 (社)全国都市清掃会議	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1 東京都文京区本郷三丁目 3 番 11 号
	ダンボール・新聞 紙・雑誌パンフレ ット・衣服布類	(株)ミズノ (株)木戸資源サービス	四日市市午起二丁目 1 番 5 号 菰野町大字千草 6451 番地
	紙製容器包装品	(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎の門一丁目 14 番 1 号
	プラ製容器包装品	(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎の門一丁目 14 番 1 号
	製品プラスチック	三重中央開発(株)	伊賀市予野字鉢谷 4713 番地
	スプレー缶	(株)木戸資源サービス	菰野町大字千草 6451 番地
	発泡スチロール	特定非営利活動法人 みどりの家	四日市市日永四丁目 2 番 41 号

※ペットボトル・紙製容器包装品・プラ製容器包装品は容器包装リサイクル法に基づいて処理する。

容器包装リサイクル協会再商品化業務実施指定事業者

ペットボトル	(株)シーピーアール	愛知県海部郡飛島村大字新政成 930 番地 1
プラ製容器包装品	(株)エコパレット滋賀	滋賀県甲賀市甲南町柑子 2002 番 地 24
紙製容器包装品	北勢商事(株)	三重県桑名市片町 29 番地

エ. 回収方法

・拠点回収 — 直営・委託業者

〔回収場所—各地区の公会所等（月 1 回）・スーパー2 店舗の店頭（週 1 回）〕

回収場所にコンテナを設置する。町民は各自でコンテナに資源物を入れる。

その後、コンテナごと回収して処理・保管する。

※スーパー店頭は家庭保管の量が多くて難しい「紙・プラ製容器包装品」
の 2 品目のみの回収。

回収委託業者	種 類	住 所
(株)清友社	資源物全般	菰野町大字潤田 994 番地
(有)坂倉産業	資源物全般	菰野町大字潤田 995 番地
(株)木戸資源サービス	古紙類・衣服布類他	菰野町大字千草 6451 番地
(株)ミズノ	古紙類・衣服布類	四日市市午起二丁目 1 番 5 号

・町処理施設内回収 — 直営・委託業者

〔回収場所—清掃センター・リサイクルセンター（常時）〕

多量にある場合、長期間保管できない場合は直接処理場に搬入する。

搬入された資源物は別置きで仮保管する。その後、直営及び委託業者が

リサイクルセンターへ移す。回収保管後の処理は業者に委託する。

回収委託業者	種 類	住 所
(株)木戸資源サービス	古紙類・衣服布類	菰野町大字千草 6451 番地

②堆肥化事業

- ・ 町内の剪定木草類 1,300 t
- ・ 町外の剪定木草類 3,300 t

堆肥化

許可施設	(株)三重菰野グリーンリサイクル	菰野町大字千草 5141 番地 3
回収委託業者	(株)清友社	菰野町大字潤田 994 番地

チップ化

許可施設	(有)勝川木材	菰野町大字杉谷 2365 番地 18
------	---------	--------------------

3. し尿浄化槽汚泥処理計画

①収集・運搬計画

	し 尿	浄化槽汚泥
ア. 収集・運搬の量	2,600 kℓ	9,000 kℓ
イ. 収集区域の範囲	町内計画処理区域	
ウ. 収集・運搬方法	委託業者にて行う。ただし、作業日程は町から毎月2回作業指示書を業者に渡し、作業指示を行う。	許可業者にて行う。浄化槽管理者との委託又は申し込みにより定期・随時収集する。
エ. 搬入先	朝明衛生センター し尿及び浄化槽汚泥を町が指定する菰野町し尿・浄化槽汚泥中継施設に一旦投入する。	
オ. 処理主体（収集運搬）	委託業者（※以下の通り）	許可業者（※以下の通り）
カ. 処理主体（転送）	委託業者（※以下の通り）	

※委託・許可業者の概要

浄化槽清掃業許可業者（廃掃法第7条・浄化槽法第35条）

業務内容	業者名	住 所
浄化槽汚泥の清掃業務 と収集運搬業務	(株)東産業	四日市市野田一丁目8番38号
	(株)環 衛	三重郡川越町高松1368番地1
	(株)中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚1335番地1

し尿汲取業委託業者

業務内容	業者名	住 所
し尿汲取り業と 収集運搬業務	(株)清友社	菰野町大字潤田994番地
	(有)坂倉産業	菰野町大字潤田995番地

浄化槽汚泥転送委託業者

業務内容	業者名	住 所
中継槽から処理先までの 転送業務	三四地区浄化槽維持管理協同組合	四日市市野田一丁目8番38号

②中間処理計画（搬入先）

ア. 処理施設名 所在地 公称能力	朝明衛生センター 三重郡川越町高松1508番地 300 kℓ / 日
イ. 処理する廃棄物の量	12,000 kℓ（菰野町年間量）
ウ. 処理主体	朝明広域衛生組合